

公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会(以下、本会という。)を本会定款(以下、定款という。)に基づいて、運営するに当たり必要な重要事項を定める。

第2章 入会及び退会

(正会員の入会)

第2条 本会に正会員として入会しようとする者は、次の内容を記載した入会申込書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所、勤務先及びその住所
- (3) 履歴の概要
- (4) 本会の目的に関する学識又は経験を有することを示す事項、若しくは正会員の紹介者2名の氏名

(学生会員)

第3条 本会に学生会員として入会しようとする者は、次の内容を記載した入会申込書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
 - (2) 現住所並びに在学学校(学部・学科名と学年を含む。)及びその住所
 - (3) 正会員である指導教員又はそれに代わる教員の氏名
- 2 学生会員が卒業により学籍を失った時は、届け出なければならない。理事会は、この会員の資格を正会員とすることができる。
- 3 正会員が新たに学生会員の資格を得た時は、学生会員に変更することができる。

(維持会員)

第4条 本会に維持会員として入会しようとする者又は団体は、次の内容を記載した入会申込書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日、又は団体名
 - (2) 現住所
 - (3) 個人にあっては勤務先及びその住所並びに履歴の概要。団体にあっては事業内容及び代表者の氏名
 - (4) 正会員の紹介者2名の氏名
- 2 維持会員は、原則として一個人又は一団体に一会員とする。ただし、理事会が認めた場合は、複数の個人又は団体を一会員として扱うことができる。

- 3 団体の維持会員が、代表者を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(名誉会員)

第5条 名誉会員は、次に該当する者の中から理事会が決議し、総会に推薦する。

- (1) 前会長
- (2) 本会の目的に関して特に顕著な学術的功績のあった者
- (3) 本会の事業に関して特に顕著な財政的功績のあった者
- (4) 本会の活動に関して特に顕著な貢献的功績のあった者

(任意退会)

第6条 定款第8条に定める任意退会の手続きを、次のように定める。

- (1) 任意退会しようとする会員は、氏名、会員番号、退会理由を記した退会届を提出する。
- (2) 理事会は、退会届を受け取った場合、速やかに審議する。
- (3) 理事会は、特段の理由がない限り、退会を承認しなければならない。
- (4) 前項にいう特段の理由は、会費の滞納等の債務が残存する場合及び重要な事業の責任者であり、退会により事業の執行に支障をきたすと想定される場合等、本会として速やかに退会を認めがたい場合をいう。

(会員資格の喪失)

第7条 定款第10条第1号に定める「正当な理由」は、次の場合をいう。

- (1) 病気又は事故等により会費の納入等が困難であった場合
 - (2) その他、支払い遅延がやむを得ないと認められる場合
- 2 定款第10条等により会員資格を喪失した場合、当該会員を名簿より削除し、その旨を本人に通知する。

第3章 代議員

(代議員選挙)

第8条 定款第5条第6項に従って、毎年3月に実施される代議員選挙において、立候補者が35名を超える場合は、得票数の多いものから順に35名までを当選とする。

- 2 立候補者が35名以下の場合は、信任投票とする。立候補者が20名に満たない場合は、次条に従い、速やかに補欠の代議員選挙を行う。
- 3 代議員選挙実施方法の詳細は、別に定める。

(補欠の代議員選挙)

第9条 定款第5条第7項に定める補欠の代議員の選挙は、各年度の選出代議員のいずれかが20名を下回った場合又は下回ることが見込まれる場合に実施する。この場合、補欠選挙は各年度毎に行い、その任期は当該年度の選出代議員と同じとする。

(選挙管理委員会)

第10条 前2条に定める代議員選挙を管理するために、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙の公示、立候補受付、選挙の公報、投票用紙の配布、開票と集計、結果の公示及びその他選挙に必要な事務を行う。

- 3 選挙管理委員は、正会員の中から、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。
- 4 委員が、定款、細則及び内規等に定められた事項を遵守しない等の問題がある場合は、会長は、理事会の議を経て委員を罷免することができる。
- 5 選挙管理委員会の運営は、別に定める内規に従って、理事会から独立して行われる。

第4章 総会

(総会の招集)

第11条 定款第14条にしたがって総会を招集する場合は、法人法第38条の定めに従い、次に掲げる事項を理事会の決議として定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法により議決権を行使できる旨
- (4) その他、法務省令で定める事項

(総会の招集の通知)

第12条 総会を招集するには、代表理事は、総会の日前2週間前までに代議員に対してその通知を書面で発するものとする。

- 2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の開催に関する事項)

第13条 総会開催に関する事項で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)第35条から第59条、定款及びこの細則に規定のないものは、その都度理事会が定める。

第5章 理事の職務

(代表理事及び業務執行理事の業務)

第14条 代表理事及び業務執行理事は、会務、会計、企画、国際、教育、情報システム、編集、研究、審査、その他理事会の定める特命事項の各業務を分掌する。

- 2 会務担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 事業計画案及び予算案の作成
 - (2) 事業報告案の作成
 - (3) 人事に関する事
 - (4) 事業の実施に関する事項
 - (5) 会員の入退会に関する事項
 - (6) 関係省庁、他機関との渉外に関する事項(国際担当理事の所掌を除く)
 - (7) その他、他の理事の担当に属さない事項
- 3 会計担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 決算案の作成
 - (2) 予算の執行及び金銭の出納に関する事項

- (3) 財産の管理に関する事項
- 4 企画担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 学術講演会、講演会、見学会等の計画及び実施に関する事項
- 5 国際担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 国際会議の開催に関する事項
 - (2) 海外の機関との渉外に関する事項
 - (3) 技術者の海外派遣に関する事項
- 6 教育担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 技術者継続教育（CPD）に関する事項
 - (2) 入門教育に関する事項
 - (3) 技術者資格制度の構築、運用に関する事項
- 7 情報担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 情報システムの構築、運営、管理に関する事項
- 8 編集担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 会誌の企画、編集、発行に関する事項
 - (2) 論文等の審査に関する事項
 - (3) 図書の刊行に関する事項
 - (4) 著作権の管理に関する事項
- 9 研究担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 学術又は技術の特定事項の調査研究に関する事項
 - (2) 試験及び研究助成に関する事項
 - (3) 研究委員会の運営に関する事項
- 10 審査担当理事は次の業務を執行する。
 - (1) 学会賞の審査に関する事項

第6章 委員会

（常置委員会）

第15条 理事会の下に次の常置委員会を設置する。

- (1) 会務委員会
 - (2) 企画委員会
 - (3) 国際交流委員会
 - (4) 技術者教育委員会
 - (5) 情報システム管理運営委員会
 - (6) 編集委員会
 - (7) 研究運営委員会
 - (8) 学会賞等審査委員会
- 2 前項の各委員会は、代表理事及び業務執行理事が前条の業務を執行するのを助けて事務を分掌する。

（臨時委員会）

第 16 条 本会の目的を達成するため、前条によるもののほか、理事会の議を経て各種の委員会を臨時に設けることができる。

2 臨時委員会が担当する業務は、その都度、理事会で定める。

(常置及び臨時委員会の委員)

第 17 条 前 2 条の各常置及び臨時委員会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

2 各委員会の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、必要ある場合には理事会の議を経てその任期を別途定めることができる。

3 各委員会に委員長を置く。また、必要に応じて副委員長を置くことができる。委員長は、代表理事又は業務執行理事が当たる。

第 7 章 職員

(職員)

第 18 条 本会の会務を処理するため、定款第 37 条に従い、職員若干名をおく。その選任、報酬、給与及び旅費等の支出は、理事会の議を経て会長がこれを行う。

第 8 章 雑則

(改廃)

第 19 条 本則の改廃は理事会の決議による。理事会は、本則の改廃を行った場合、最初に開かれる総会で報告する。

附則

この細則は、公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会の登記の日から施行する。